

相談無料！お気軽にご利用ください！！

九州一斉！

相続登記相談会

不動産の相続登記を
ご存じですか？

相続や遺言に関する相談を司法書士がお受けします(無料)。
また、相続登記について、分かりやすく説明します。

日時

平成30年 **7月8日(日)**

会場

ほほえみ館(佐賀市保健福祉会館)4階
(佐賀市兵庫北三丁目8番36号)

共催

佐賀地方法務局 佐賀県司法書士会

無料
相談会

10時00分～15時00分 相談時間30分

※ 当日、予約が無くても相談をお受けしますが、予約された方を優先させていただきますので、御了承ください。

予約優先

アクセスMAP



遺産分割協議って、
何？

遺言の作成はどう
やってするの？

手続は誰か代わりに
やってくれないの？

佐賀県司法書士会事務局

ご予約・お問い合わせ

相談会 予約期間 平成30年6月18日(月)～7月6日(金)

TEL

0952-29-0626

受付時間

平日10時～16時まで

各種相続手続きに便利です!

「法定相続証明書」

※ 「法定相続証明書」(略称)とは、「法定相続情報一覧図」に登記官の認証文を付したものです。

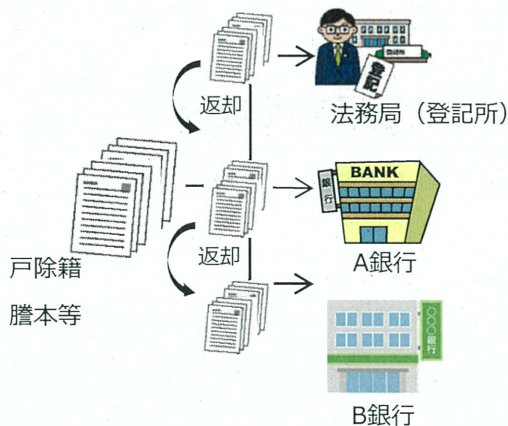
佐賀地方法務局

「法定相続証明書」は、相続人が法務局に必要書類を提出し、登記官が内容を確認し、法定相続人が誰であるかを証明したものです。

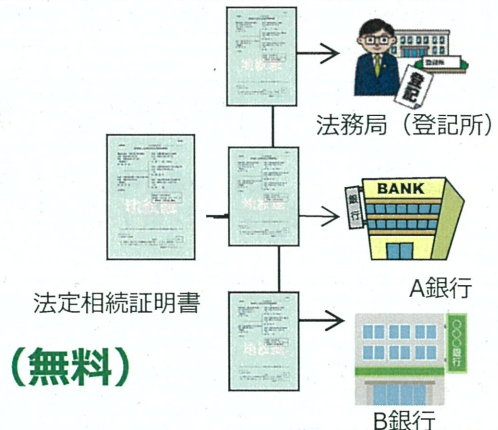
この証明を利用することにより、相続登記、預金払戻、保険金請求手続等の各種相続手続で、戸籍等の提出が省略できます。

※ 相続手続に必要な書類は各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

証明書を利用しない場合



証明書を利用した場合



市区町村から被相続人(亡くなられた方)の生まれてから亡くなるまでの戸籍等を取得し、法務局、金融機関等(郵便局・銀行・農協等)の各種相続手続に提出・返却を繰り返します(返却されない場合もあります)。

法務局から発行された法定相続証明書を同時に各種相続手続に利用します。相続手続が複数ある場合、時間短縮(場合により費用節減)が図られます。

詳しい内容は

法務局ホームページ



又は 法務局窓口 (予約制) で御確認ください。

佐賀地方法務局 0952-26-2184

武雄支局 0954-22-2779

伊万里支局 0955-23-2885

唐津支局 0955-74-1442

鳥栖出張所 0942-82-2497